

給付年金コーナー

年金を受けている方が亡くなったときは

年金を受けている方が亡くなると年金を受ける権利がなくなりますが、まだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされる年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族の方が受け取ることができます。

1 未支給年金を受け取れる遺族

未支給年金を受け取れる遺族の方の順位は、次のとおりです。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他3親等内の親族

2 未支給年金の請求

未支給年金を請求するには、未支給年金請求書に次の書類を添えて提出してください。

(1) 亡くなった方の年金証書

(2) 亡くなった方と請求する方の身分関係が確認できる書類（戸籍謄本等）

(3) 亡くなった方と請求する方が生計を同じくしていたことのわかる書類（住民票）

(4) 請求する方名義の金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し

(5) 亡くなった方と請求する方が別世帯の場合は、生計を同じくしていたことを証明する書類

※その他の書類を添付していただく場合もあります。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

3月の納期

●介護保険料

■普通徴収（随時第1期分）

※介護保険料の納め忘れはありませんか。年度途中で65歳となった方や、転入された方は、納付書で介護保険料を納めていただきます。お送りしてある納付書を持参して、役場又は金融機関で納めてください。（納付書をなくされた場合は、役場健康福祉課で再発行できます。）

※介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて保険給付の制限を受ける場合があります。介護サービスが必要となったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料の期限内納付にご協力をお願いします。

●後期高齢者医療保険料

■普通徴収（随時第1期分）

納期限は3月31日(火)です。口座振替の場合は3月26日(木)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線133
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123

今月の学校給食費

3月分の学校給食費は、3月10日(火)に口座振替となりますので、残高をご確認ください。